

# 第7章 実現に向けて

## 1

### 「協働」による景観づくりの推進

#### (1) 今後の景観づくりにおける「協働」の考え方

豊かさや暮らしやすさが実感できる“美しいふるさと坂井”は、行政の取り組みだけで実現されるものではなく、市民の主体的な取り組みがあつて初めて実現されるものであるため、市民の前向きな想いや主体的な活動を、行政が適切に支えていくことが重要です。

市民の主体性を育むためには、活動の状況や地域の実情などをしっかりと見つめ、様々に考えられる支援のかたちから、必要とされる支援で行政にしかできないものを適切に選択する必要があります。

市民の主体性を育むためにすべきことや行政としての適切な支援のかたちを絶えず考え、創意工夫のもとで真に必要となる支援制度や施策の見直しを行いながら、市民と行政がともに成長していくける創造的な関係こそが、今後の景観づくりを進める上で必要となる「協働」であると考えます。

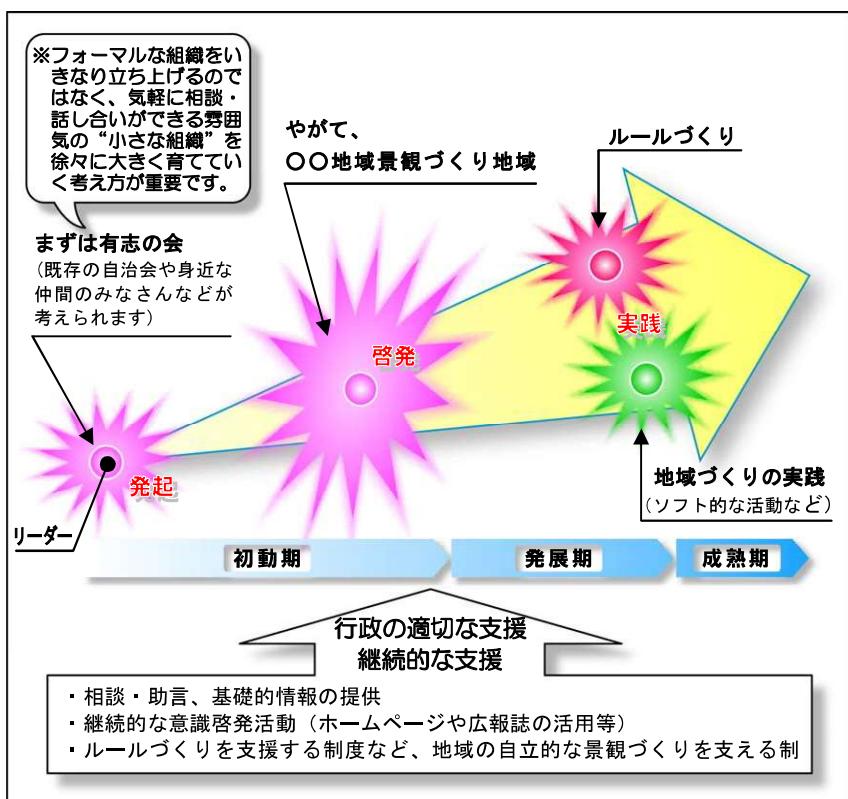
私たちは、この「協働」によって“美しいふるさと坂井”を実現していきます。

#### (2) 市民主役の景観づくりの推進

わがまちに誇りと愛着を持ち、暮らしやすさを高めていこうとする市民の前向きかつ継続的な活動の風景そのものが“美しいふるさと坂井”として人々の心に記憶されるものであり、また、その活動の積み重ねによって、“美しいふるさと坂井”が創造され、市民主役のまちづくりが文化として培われていきます。

家の周囲の緑化やガーデニング、身近な地域の公園などの清掃活動やゴミ拾い、地域のシンボルとなっている樹木の手入れなども立派な景観づくりです。

自分たちができることから実践してみるとこと、そして想いを共有できる仲間とともに身近な地域を見つめ直したり、目指す地域の姿について夢や希望を語りあうなど、わがまちへの誇りや愛着を胸に一歩ずつ成長していく姿が、“美しいふるさと坂井”を支える「市民」の姿であり、私たちが目指す市民主役の景観づくりに繋がります。



■ 身近なところから始める景観づくりのイメージ

### (3) 行政の果たすべき役割

市民のわがまちに対する誇りや愛着、主体性を育んでいくためには、市民に景観に対する意識を変える機会や身近な景観を見つめ直す機会を提供するなど、あらゆる機会を効果的に活用しながら景観に対する意識を継続的に醸成していく必要があります。

また、景観だけでなくまちづくり全般において市民の意見や考えを聴き、話し合い、ともに知恵を出し合い施策に反映していくことのできる仕組みの確立、市民の窓口となる庁内各課の連携体制の整備など、市民の主体性を育む恒久的な体制を整える必要があります。

行政は、行政として果たすべき役割を自覚し、“美しいふるさと坂井”の実現に向けて、長期的な展望に立って、積極的かつ継続的に景観づくりを進めるという確固たる意志を内外に宣言し、協働による景観づくりを先導していきます。



## 2

## 制度・施策の積極的な活用

坂井市では、本景観計画の適正な運用と合わせ、地域の景観特性や実状を勘案しつつ、必要に応じて、景観法に基づく以下の制度を適切に活用し、“美しいふるさと坂井”の実現に向けた取り組みを総合的に推進します。

### (1) 景観地区（法第61条関係）

都市計画区域内の既に一定の美観が存在する地区や今後良好な景観を形成していくとする地区について、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画として定める地区です。建築物の形態意匠などに対する認定制度によって適切な規制をすることができます。

### (2) 景観整備機構（法第92条関係）

民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又はNPOをその申請により指定するものです。良好な景観形成を担う主体として、住民を支援していくことができます。

### (3) 景観協議会（法第15条関係）

景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構が組織できるものであり、必要に応じて様々な立場の関係者を加えて、良好な景観の形成を図るために協議することができます。利害の異なる課題について協議・調整を図る共通の場とすることができます。

景観重要公共施設の景観形成基準や具体的な方策などを検討する場合において、市民、企業、当該公共施設管理者、行政などが協働して景観づくりを進めていくため、前向きな協議の場として、積極的な活用を図ります。

### (4) 景観協定（法第81条関係）

景観計画区域における一定の区域において、良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、当該区域における良好な景観の形成に関する協定を締結する制度です。住民自ら自主的な規制を行うことができます。

### (5) 景観づくり協定（自主条例）

市内の一定の区域において、良好な景観の形成を図るため、土地所有者の3分の2の合意により、当該区域における良好な景観の形成に関する協定を締結する制度です。比較的使いやすい坂井市独自の制度として条例で規定します。

#### **(6) 景観づくり地域団体（自主条例）**

一定の区域における良好な景観の形成を図ることを目的とした市民が構成する団体等で、その活動が当該地域の景観の形成に有効と認められる団体を、市長が景観づくり地域団体として認定する坂井市独自の制度として条例で規定します。一般住民や行政と協働で、良好な景観形成を担う主体として活躍が期待されます。

#### **(7) 表彰及び助成（自主条例）**

優れた景観形成に寄与していると認められる建築物等について、その所有者、設計者及び施工者を表彰したり、その他優れた景観の形成に貢献した者を表彰する坂井市独自の制度を条例で規定します。

あわせて、良好な景観の形成に努めようとする者及び景観づくり地域団体に対し、技術的援助を行い又はその行為及び活動に要する経費の一部を助成することができる制度を条例で規定します。

#### **(8) その他の自主制度の継続的検討**

市民主役の景観づくりを促進・支援する多様な制度の創設、施策の実施を進めるため、府内横断的なプロジェクトチームを設置し、実効性の高い制度、施策を企画、検討していきます。制度、施策は実施の効果を評価し、継続的な改善、新たな施策等の立案につなげていきます。